

岐阜県公報

第 三 百 五 十 五 号
令 和 四 年 十 二 月 九 日
(金曜日)

目 次

告 示

- 医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定
指定医療機関の廃止の届出
医療機関の指定辞退
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定
指定介護機関の廃止の届出
指定介護機関の名称等の変更の届出
道路の区域変更
- (地域福祉課) 四八五^{ページ}
(同) 四八五
(同) 四八六
(同) 四八六
(同) 四八七
(同) 四八七
(道路維持課) 四八八

告 示

岐阜県告示第四百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在	地 指 定 年 月 日
溝口整形外科リハビリクリニック	瑞穂市十九条二五八番地一	令和 四・一〇・一
プラス薬局十九条店	瑞穂市十九条二五八番地六	令和 四・一〇・一
イオン薬局土岐店	土岐市土岐津町土岐口一三七二番地の一	令和 四・一〇・一
あんどう整形外科	土岐市肥田浅野朝日町二丁目三四	令和 四・一〇・一

岐阜県告示第四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)
(金曜日)

発 行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和四年十二月九日

滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
花トピアクリニック	可児市瀬田字奥山一六四六―三	令和 四・ 八・三一
奥 野 医 院	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七―一八	令和 四・一〇・ 八
amano在宅薬局	可児市鳩吹台七丁目五六番地	令和 四・ 八・三一
安 藤 整 形 外 科	土岐市肥田浅野朝日町二丁目三四	令和 四・ 九・三〇

岐阜県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされ

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

繁 澤 正 彦	恵那市上矢作町二九七六番地六	居宅介護支援事業
杉 江 拓 郎	岐阜市下奈良一丁目一七番一号	居宅介護支援事業

居宅介護支援事業	くわのみ福祉よろず相談所	岐阜県柔道整復師協同組合 山上居宅介護支援事業所
----------	--------------	--------------------------

恵那市岩村町飯羽間一六一六番地	美濃加茂市川合町四丁目三番一四号
-----------------	------------------

令和 四・ 八・ 一	令和 四・ 九・ 一
------------	------------

た生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
あいデンタルクリニック	可児市下恵土四二〇五一―	令和 四・ 八・三一

岐阜県告示第四百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

有限会社ミズノファーマシ

士岐市士岐口中町一
七四

居宅療養
管理指導
なかまち薬局

士岐市士岐口中町一
七四

令和 四・一一・一

同 同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

岐阜県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の

令和四年十二月九日

岐阜県知事 古 田

肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

廃 止 年 月 日

アポクリート株式会社

東京都豊島区東池袋四
丁目五番二号

居宅療養
管理指導

かわしま調剤薬局

各務原市川島松倉町二
三五〇番地七〇

令和 四・一一・一

同 同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

アポクリート株式会社

東京都豊島区東池袋四
丁目五番二号

居宅療養
管理指導

ピース薬局 ぎふはしま店

羽島市丹橋町宮北一丁
目三〇番地

令和 四・一一・一

同 同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

岐阜県告示第四百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の

自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年十二月九日

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十二月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月九日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類
北南 勢濃 線	路線名
一〇五三番一 地先地内	区間
後	前
一・六・八 三・〇・五	一・三・七 二・三・三
六・一・四	六・一・四
	延長 備考

変更年月日	居宅介護事業所等の所在地	居宅介護事業所等の名称	サービスの種類	居宅介護療養管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	同	同	同	同
	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	株式会社 トーカイ薬局		愛知県春日井市中央台七一九一二		同	同	同	同
	居宅介護事業所等の所在地	旧 トーカイ薬局 駅前店	多治見	多治見市白山町二丁目二三一番地	令和 四・一一・一	同	同	同	同
	居宅介護事業所等の名称	新 トーカイ薬局 白山店	多治見	多治見市白山町二丁目二三一番地	令和 四・一一・一	同	同	同	同

令和四年十二月九日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一號

編集 岐阜市三輪ふりんとぴあ十三 岐阜文芸社